

いじめの防止等のための基本的な方針（概要）

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策
- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
 - ・ 国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
 - ・ 法に基づく取組状況の把握と検証（「いじめ防止対策協議会（仮称）」の設置）
 - ・ 重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
 - ① いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
 - ② 早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
 - ③ いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
 - ④ 教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
 - ・ 国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針を定めることが望ましい
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - ・ いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
 - ・ 地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
 - ・ この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要
- 地方公共団体が実施すべき施策
 - ・ 地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・ 国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・ 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家を活用
 - ・ いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - i) いじめの防止 ii) 早期発見 iii) いじめに対する措置

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発見と調査

【重大事態】

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる

○調査主体：学校の設置者又は学校

○調査を行うための組織：

- ・ この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい
- ・ 学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

○事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。なお、国は当該指針の必要な見直しを速やかに検討する

ii) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要

② 調査結果の報告

- ・ 希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える

(2) 地方公共団体の長等の再調査及び措置

i) 再調査

- ・ 職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・ 国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる